③多様な保育ニーズと保育行政についての一考察

鈴木隆

はじめに

についてみると、昭和三十年に一二万六

ある。 次ける乳幼児を保育する児童福祉施設で 者の労働又は疾病等の事由により保育に 保育所は今さら言うまでもなく、保護

以来大きな発展をとげて来た。
以来大きな発展をとげて来た。
以来大きな発展をとげて来た。

昭和三十年当時、本市の保育所は五一昭和三十年には六三か所、定員三、三六三人であったが、四か所、定員二万二九三人となっている。か所で定員二万二九三人となっている。時所数で昭和三十年当時の四・五倍、定員で六倍となったわけである。

下人であった女子就業者人口は、四十年 た二四万二千人となり五十五年には三八 たその中でも雇用者人口の比率が高い とその中でも雇用者人口の比率が高い たる。本市の場合、もとも とその中でも雇用者人口の比率が高い が、その推移をみると、昭和三十年に八 万三千人、四十年に一八万三千人、五十 五年には二九万三千人となった。つまり 昭和三十年当時に比して五十五年には、 女子就業者は三倍、うち雇用者は実に三 女子就業者は三倍、うち雇用者は実に三 女子就業者は三倍、うち雇用者は実に三 女子就業者は三倍、うち雇用者は実に三 女子就業者は三倍、うち雇用者は実に三 なり五十七年には七三・四%まで上昇し なり五十七年には七三・四%まで上昇し なり五十七年には七三・四%まで上昇し

宝二・五%まで七・四%上昇し育児適齢でいる。さらに女性の労働力率の推移を 三二・六%から五十五年の三七・九%まで五・三%上昇しているのに対し、二五歳から二九歳まででは、昭和三十年の三歳から二九歳まででは、昭和三十年の三歳から二九歳まででは、昭和三十年の三十%上昇しており、三〇歳から三四歳では、三十年の二五・一%から五十五年のに、三十年の二五・一%から五十五年の三二二・五%まで七・四%上昇し育児適齢

> 浜NO・393より」)。 期が平均を上回っている(以上「統計横

以上見てきたように、保育所は婦人労 働の増大とともに、整備されてきた。逆 働参加、社会参加が支えられてきたとも 言えるのではないだろうか。 六十一年四月の本市の保育所入所措置 言えるのではないだろうか。 の就労によるものが約九五%を占めてお の就労によるものが約九五%を占めてお の就労によるものが約九五%を占めてお の就労によるものが約九五%を占めてお の就労によるものが約九五%を占めてお の就労によるものが約九五%を占めてお のがが、この点にあることがわかる。 中心が、この点にあることがわかる。

七――おわりに
一――おわりに
一――おわりに
一――おわりに

世帯の増加、世帯あたりの児童数の減、世帯の増加、世帯あたりの児童数の減、の都市化現象が、家族の養育機能や地域の都市化現象が、家族の養育機能や地域り、それが、新たな保育ニーズを生じさせていると見ることができよう。ではこうしたニーズをどう考えていくのか、こうしたニーズをどう考えていくのか、こうしたニーズをどう考えていくのか、こうしたニーズをどう考えていくのか、こうしたニーズをどう考えていくのか、こうしたニーズをどう考えていくのか、こうしたニーズをどう考えている。核家族あげる保護者が増えてきている。核家族あげる保護者が増えてきている。核家族の都所のしたコーダルをおいるとをあらかじめ、お断りしておきたい。

どうみるか どうみるか

●―「保育に欠ける」とはどうい うこと とが児童福祉法で明記されている。でことが児童福祉法で明記されている。でことが児童福祉法で明記されている。でいる。 という概念

办。

うな七項目の入所措置基準が示されてい かは問わない。」(厚生省児童家庭局編 いことをいう。家庭が貧困であるかどう 要なめんどうをみてもらうことができな ける』とは、その児童にとって最小限必 的にとらえた概念であって、『保育に欠 護養育のことであるが、監護をより事実 る(昭和三十六年二月二〇日児童局長诵 「児童福祉法の解説」)ということになる。 またその具体的内容としては、 厚生省の説明によれば「保育とは、保 次のよ

①母親の居宅外労働

③母親のいない家庭 ②母親の居宅内労働

⑤疾病の看護等 ④母親の出産等(疾病及び障害を含む)

⑥家庭の災害

都道府県知事が承認した場合 欠けると市町村長が認めた事例につき、 合に照らして明らかにその児童の保育に ⑦前各号に掲げるものの他、それらの場

も厚生省の見解として明らかにされてい 保育所入所の理由とはならない。」こと 保育に欠ける児童であって、幼稚園と異 活になれさせるためというようなことは しつけをよくするため、もしくは集団生 なり、小学校の入学準備として、または なお「保育所入所の対象となる児童は

は、

が示した優先入所の順位を見ると、その

番目に「両親が生計の為外に出て働い

めにやむを得ず」が三二%に対して、

いてこの傾向は著しく、「収入を得るた と、パート等に比較して正規雇用者にお

能力や児童の状況には着目していない。 いく可能性がある反面、児童に心身の障 方によってはいくらでも対象が拡大して 合、どういう理由で働いているかを問題 けることができない、という意味で、親 ため、あるいは病気等のために保育を受 けるという概念は、保育する親がいない ないというような児童自身の状況からの 害があるとか、一人っ子で遊び相手がい としているわけではないので、解釈の仕 したがって親の労働による不在という場 の形態だけを問題にしており、親の資質 以上の考え方を整理すると、保育に欠

必要性は排除されていると言える。 これを少し歴史的に考察すると、戦前

必要なる所以なり。」(内務省地方局「我 扶けて其母を労働に導くは、幼児保育の を保育するの備なかるべからず、其児を には、先ず彼等の幼児を引き取りて、之 て其怠を救うに在り、而も生業を授けん と雖も、其最も有効なるは、生業を授け の託児所は「細民の救済するの法ならず

言えるが、昭和二十九年に厚生省児童局 を持っていた。 年)とあるように明確に経済保護的性格 戦後、児童福祉法が制定されて以後 基本的に今日の枠組が確立されたと

占めている。しかも、就労形態別にみる

国における慈恵救済事業」明治四十二

母親の労働は生計のためやむを得ない場 とがあげられており、ここでもやはり、 ていて、家庭に保育担当者がいない」こ 合との考え方が反映している。

すなわち乳幼児は本来その親が家庭で

あってやむを得ず母親が働かざるを得な そういう場合であったと思われる。 状況として、母親が働くというのは主に る。実際に児童福祉法成立当時の社会的 という児童福祉法の前提であったと言え 考え方が、「労働等により保育に欠ける. い場合にのみ保育所で保育する、という 保育すべきものであって、特別な事情が

とともに大きく変わってきている。 ❷─入所対象児童の範囲をめぐって しかしながら、母親の働く理由は時代

当然」が二七・二%「自分の才能や能力 得るためやむを得ず」を上げたものは三 自主的意欲に類するものが五〇%以上を を発揮するため」一八%、社会経験をつ 九・一%であり「自立した社会人として 働き家庭の生活と意識についての調査. むため」五・四%となっており、女性の によると、妻の就労理由として「収入を 六十一年三月に川崎市が実施した「共

主的意欲に類するものが六一・四%に達

り、さらに「生きがい」三四・四%、 準を高めるため」の五〇%を上回ってお が職業を持っている理由は」という問 対して行ったアンケートの中で「あなた が、横浜市内のある保育園で、保護者に 傾向であることが推察できる。 を生かしたい」が六二・五%と「生活水 に対し、複数回答方式ではあるが「能力 三%と続いていることからも同じような 「家に閉じこもっていたくない」三一・ 横浜市で同種の調査は行われていない

合にのみ公的措置をとるべきであるとい 経済的等やむをえない何らかの事情で保 **う反論が根強く存在する。** 護者がその児童を保護・育成できない場 は父母が第一義的に責任を有しており、 これに関しては、児童の保護について

の短縮などライフサイクルの変化、高学 背景には、出生率の低下、家事合理化等 議会保育対策特別部会の中間報告では次 て昭和五十一年十二月の中央児童福祉審 は時代の趨勢と思われる。この点につい としての保育ニーズも受けとめて行くの り、主体的な選択による労働参加の結果 意識の普及等の社会変化がある ので あ 歴化の進展、社会全体の中での男女平等 によるライフスタイルの変化、育児期間 しかしながら女性の就労意識の変化の

のように述べている。「就労の意志はもとより十分に尊重されるべきであり、母親が就労の機会を生かすことができるよう保育所等の社会的対応措置が十分に用意されることが望ましい。この場合に、母親の就労にはその家庭の生計維持のため必須である場合と、いわゆる主体的なめ必須である場合と、いわゆる主体的ないのでも検討されるべきであろう。」

いずれにしても乳児や低年齢幼児は別

次に、「はじめに」で述べたとおり、 次に、「はじめに」で述べたとおり、 を希望する場合もこの場合と類似していを希望する場合もこの場合と類似している。 心身障害児の発達を願って統合保育 ある。 心身障害児の発達を願って統合保育をでは、 「はじめに」で述べたとおり、

五歳児の保育状況をみると、その八二% 工業型に該当しないため、実際には短時間のパート労働や内職を理由として入所間のパート労働や内職を理由として入所間のパート労働や内職を理由として入所間の保存在しないため、保育所が事実上幼園が存在しないため、保育所が事実上幼園が存在しないため、保育所が事実上幼園が存在しないため、保育所が事実上幼園が存在しないため、保育所が事実上幼園が存在しないため、保育所が事としている例もあると聞く。本市では四、 工歳児の保育状況をみると、その八二%

園に吸収されていると思われる。 %、残りわずか二%が家庭で保育されているという状況であるから、こうした理いるという状況であるから、こうした理いるという状況であるから、保育所が一六が幼稚園に入っており、保育 所が一六

として、三歳以上の幼児にとっては、母達、大人達との相互関係が求められるし、家庭外の物理的、自然的環境も子供の適応や発達に欠かすことができなくなることは広く認められているところである。そういう意味では希望する児童が全員何らかの形で集団保育を受けられるよう保障していくことが本来望ましいと思われる。

い。 担等をどうずるか検討すべき 問 題 は 多どのように受け持つか、あるいは経費負どのように受け持つか、あるいは経費負

ところで、保育に関しては、これまで

なお、この点について五十一年十二月なお、この点について五十一年十二月次のように積極的見解を述べている。下乳幼児は心身発達、人格形成等の面でその基礎をつちから重要な 時 期 に あでその基礎をつちから重要な 時 期 に あ の また、次代を担うものであるから母り、また、次代を担うものであるから母り、また、次代を担うものであるから母り、また、次代を担うものであるから母り、また、次代を担うものであるから母り、また、次代を担うものである。」

背負っている。

背負っている。

背負っている。

背負っている。

背負っている。

----婦人の社会進出と保育所

푸

-婦人の社会進出をどうみるか

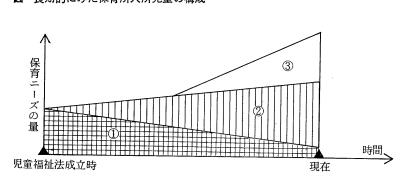
「はじめに」で述べたとおり、近年における婦人の社会進出、とくに労働参加は著しいものがある。法制的にも「婦人に対する条約」が発効し、わが国でもその批する条約」が発効し、わが国でもその批准にむけて「男女雇用機会均等法」等法

婦人の働く権利を尊重することと児童の婦人の働く権利を尊重することと児童のに困窮しているわけでもないのに保育的に困窮しているわけでもないのに保育的に困窮しているわけでもないのに保育的に困窮しているわけでもないのに保育的に困窮しる。例えば、そもそも経済的に困窮しているわけでもないのに保育的に困窮しているのであり、こは、育児放棄を行っているのであり、これを承認することは、母親の働く権利を尊重することと児童の婦人の働く権利を尊重することと児童の

① 生計維持のための労働等本来 の福祉対象

- ② 婦人の社会進出に伴うニーズ
- 場所の社会進品に伴りーース家族・地域の養育能力低下に伴うニーズ

図―長期的にみた保育所入所児童の構成



親の立場が尊重されるべきはもちろんだ

しかし仕事を辞めて育児に専念する母

が、働き続けながら子育てする道を選択する権利も当然認められるべきであろう。その際、大部分の母親は、わが子がう。その際、大部分の母親は、わが子がう。その際、大部分の母親は、わが子がらか。そしてたとえ保育所に預けたとしかか。そしてたとえ保育所に預けたとしらか。そしてたとえ保育所に預けたとしらか。そしてたとえ保育所に預けたとしらか。そしてたとえ保育所に預けたとしらか。そしてかるがである。

す。」と言っている。つまり婦人の権利 言でも「社会と関わりを持って生きよう 述べており、横浜市婦人問題懇話会の提 社会的便益の提供を奨励すること。」と 責任及び公的生活への参加とを両立させ 促進を通じて、親が家庭の義務と労働の 条で「特に保育施設網の設置及び発達の 発展が求められるであろう。 ても、今後こうした立場との整合性ある に期待しているのである。保育行政とし と児童の福祉を両立させる役割を保育所 性の立場に立つ施策こそが求 められま な戦いを続けています。意欲を持った女 とする女性の多くは、 社会的活動 と家 ることを可能とするための必要な補助的 先ほどの「差別撤廃条約」では第十一 育児、介護等との両立に悩み、孤独

中央児福審は次のような意見具申を行っ

この点について昭和四十五年十二月に

❷─労働行政との関係

労働行政との関係で言えば、保育行政

拡がって行かないことと関連が深いから 保育の実施にしても、乳幼児を持つ母親 きたと言う見方がある。延長保育や夜間 考え、母親の労働面を一層改善する施策 申でも「乳児の健全な成長を第一義的に 昭和四十八年十一月の中央児福審中間答 性を残し、児童への影響が心配される。 労働がさらに、長時間化、深夜化する可能 定を整備したことと引き替えに、女性の である。さらに今年度から施 行 された 制度が特定の職種に限定され、なかなか に対するニーズが根強いのも、育児休業 欠けていることから来ており、乳児保育 態について、労働行政の側からの配慮が があえて長時間労働をせざるを得ない実 は常にその尻ぬぐい的役割を負わされて く同感である。 働行政に対して注文をつけているが、全 に強く要望すべきである。」と述べ、 労 を早急に具体化することを労働関係当局 「男女雇用機会均等法」は、男女平等規

政の使命だからである。 要としている児童を救うのが児童福祉行というわけには行かない。現に援助を必というわけには行かない。現に援助を必というわけには行かない。現に援助を必というわけには行かない。 労働行政が乳幼児を持しかしながら、労働行政が乳幼児を持

❸一企業の責任について

婦人労働により反射的利益を受けるの

の適切な保育という面からの配慮が十分

いか、という考え方がある。いか、という考え方がある。の責任と負担を明確にしてよいのではなは企業であるから、保育についても企業

と言わざるを得ない。
を実負担の強化という点については、企業負担の強化という点については、

第一に、それは企業にとって婦人労働者を雇う意欲を低下させ、結果的には婦者を雇う意欲を低下させ、結果的には婦あるからであり、第二には、事業所内保めるからであり、第二には、事業所内保めるが指導監督権を留保したとしても、劣体が指導監督権を留保したとしても、劣体が指導監督権を留保したとしても、劣体が指導監督権を留保したとしても、劣体が指導監督権を留保したとしても、労働を対しても問題を含むであろう。

いるため、その設備、職員、運営等児童いるため、その設備、職員、運営等児童に対した、業所の労働者の子弟のみを対象とした、業所の労働者の子弟のみを対象とした、業所の労働者の子弟のみを対象とした、業所の労働者の子弟のみを対象とした、業所の労働者の子弟のみを対象とした、業別、その中には求人対策あるいは従業おり、その中には求人対策あるいは従業おり、その設備、職員、運営等児童いるため、その設備、職員、運営等児童に対している。「事業所内保育施設は、当該事

身の発達が保障されているとは限らなてその経営が不安定な状態におかれているものがあり、必ずしも健全な児童の心でなかったり、事業所の業績に影響され

四――――乳児保育をめぐって

●─本市の乳児保育の現状

本市における乳児保育の現状をみると大十一年四月一日現在、公立では五二か所二四一人、民間では五七か所三七九人所二四一人、民間では五七か所三七九人の○歳児を預かっており、毎年受け入れやの歳児の比率は三~四%程度であり、他都市に比して相対的に低位にあるり、他都市に比して相対的に低位にあると言える。

本市が必ずしも飛門を越えて預かる時間 あり、原則保育時間を越えて預かる時間 ない。民間でも産休明けから預る保育所 は二七か所程度にとどまっている。 本市が必ずしも乳児とくに産休あけ保 育に積極的でないのは、身体の諸器管が 未発達な乳児を、母親の手から引き離し て保育所で預かることは好ましいことで はない、という中央児福審・本市児福審 はない、という中央児福審・本市児福審

では、育児休業制度の対象にもならなっているからである。

段を使って母親が働きに出ている実態が おり、 家族の世話一二・六%、別居家族の世話 では、○歳児の保育について夫婦のみで の間、家庭で保育をしているだろうか。 い母親達は、子供が六か月に達するまで 話になっているもの三六・一%となって 行っているもの三六・一%に対し、同居 一三・四%、そして家族以外に有料で世 川崎市が行った共働き家庭の実態調査 保育所で預からなければ、他の手

ましい努力の実態がある。 出張してくるものも含まれており、涙ぐ **感等の中には距離的に遠いものも含ま** ものも多いことがわかる。また実家、親 それまでどのような形で保育されていた ていないが、いくつかの福祉事務所で、 保育所以外の有料のケアを利用している %、職場六・四%等となっており、認可 実家、親戚等一〇・二%に対し、他の個 自宅保育三三・九%、育休一九・四%、 ○歳児で保育所の入所を申請した児童が れ、自宅保育の中には、遠くの祖父母が 人宅一三・四%、無認可保育所一〇・八 か調査した資料がある。それによると、 本市でこれに関する組織的調査は行っ

のであり、そういう意味では無数の私的 る母親は何らかの代替手段を講じている 実施しなくても、真に必要性を感じてい つまり、たとえ産休明け保育を公的に

> えられるのである。 産休明け保育が既に実施されていると考

❷─乳児は母親が育てるべきか

に ついて検討してみたい。 乳児は母親が育てるべきだという見解

供との相互作用が何よりも望ましい適切 代わりらる人物による安定した養育と子 す時期までであり、この段階では信頼す 護的養育は、子供が生後全くの依存状態 段階を踏むと言われる。このうち①の庇 れが不可能な場合には、特定の、母親に したがって乳児期には、実の母親又はそ の人に対する愛着の形成が重視される。 ることのできる特定の人物の識別と、そ から次第に自立へのさまざまな萠芽を示 的養育②保護的養育③教育的養育という な発達環境であるといわれている。 般に母親や両親による養育は①庇護

基盤にあってはじめて安定した自立に向 でに培われてきた母親的人物との関係が 歩みはじめるが、この段階でも、これま かうことができるという。 しつつ、対人関係を拡大し社会的自立を

子供はより積極的に外界を探索して吸収

また、②の保護的段階(幼児期)では

くの専門家によって主張されてきた。 乳児期から施設で保育することが、子供 にとって悪影響を及ぼすという見解が多 こうしたことから、母親の就労により

て利用しやすいこと④地域に根ざしたも

かという点の検討が必要になっていると にとってどのような保育がより望ましい 是非を論ずるよりも一歩すすめて、乳児 益々重要になっている今日、母親就労の が増加し、社会の中でその果たす役割も て、この点について意見の一致はない。 見ていく方が妥当であるとの指摘もあっ おり、父母の子供に接する態度、母親の に著しくマイナスの影響を及ぼすとの考 ある時間の分離それ自体が乳幼児の発達 雇用状況等別の要因を媒介として影響を え方に疑問を呈する研究が多くみられて いずれにしても乳幼児を持つ働く婦人 しかしながら最近では、母親の日中の

❸─新しい乳児保育制度の模索

思われる。

所で実施している。

安全性を確保できること③保護者にとっ 視した家庭的なものであること②乳児の ①乳児との個々の安定した愛着関係を重 特に産休明けからの保育制度については 行くか、検討する必要があろう。そして も含めて乳児保育に今後どうとり組んで 関係も睨みながら、産休明けからの保育 家庭保育福祉員制度や無認可保育所との 育が必ずしも十分に行われていない現在 と述べているが、保育所における乳児保 ざした新しい乳児保育制度を検討する。 本市の二一世紀プランでも「地域に根

> ていること⑧経費の面で一般市民の納得 でも利用できる程度の受け入れ枠を持っ 性が保てること⑦真に必要な人ならだれ 保てること⑥その後の幼児保育へと継続 のであること⑤既設の保育所との連携を を得られるものであること、等の視点を

五 長時間保育をめぐって

ふまえて研究すべきであると考える。

これとは別に延長保育を一部の民間保育 時間外託児という制度で実施しており、 本市では長時間保育に当たるものを、 本市の長時間保育の現状

保育制度は朝七時から夕方七時まで延長 員で対応している場合もある。また延長 もこの時間どおりではなく、また正規職 る制度であるが、民間保育所では必ずし 七時四十五分から夕方は六時まで託児す 外託児福祉員という非常勤職員が、朝は をこえて保育を必要とする児童を、時間 保育は民間六園で実施している。 は原則として正規職員が対応している。 して保育する国の定めた制度で、こちら 前八時三〇分から午後四時三〇分まで) 〇七園中八〇園で実施しており、 現在、時間外託児は公立全園と、民間 時間外託児制度は、原則保育時間

①無資格の非常勤職員での対応が妥当で検討すべき問題があると思われる。

②時間外の受け入れ枠を保育所定員の三分の一(総定員の三分の一で弾力運用)③公立については、一歳半に満たない児に限ることが妥当であるかどうか。は対象としないが、これが妥当から

像がつく。残念ながら本市の二重保育に 育所利用九二・三%に対し、家族外の有 親が正規職員の家庭についてみると、保 利用している共働き家庭の児童のうち、 た川崎市の実態調査によると、保育所を 関する数字的資料はないが、先に引用し 育を余儀なくされていることは容易に想 ら認められない保護者の多くが、二重保 様な状況が想像できる。 ある。こうした点については、本市も同 いることになるから、つまり二重保育で ていると同時に他の有料ケアを利用して ○%をこえているのは、保育所を利用し 料ケアが三五・七%となる。合計が一〇 二八%が利用している。さらにこれを母 っているが同時に家族外の有料のケアを 一、二歳児では八七・六%が保育所に入 なお、保育時間の延長を必要としなが

❷―長時間保育は乳幼児にとって好まし

ましいことではなく、やはり家庭におけ

長保育とだけ結びつけて考えることは好

る生活や処遇と常に関連させて考えるこ

では「それ(八時間)以上に保育時間を ている。 みは慎重に行われてきたと思われる。 した中で、本市の長時間保育への取り組 中間答申でも、同様の指摘がある。こう また本市の児福審による五十年十一月の 候を引き起こしやすい」と述べており、 久力等の機能低下等の身体機能的問題徴 不安定等の心理的問題徴侯、集中力、持 ・一%に気になる行動がみられたとされ と、保育者からみて、延長保育児の六七 厚生科学研究報告)がある。それによる 保育効果に関する研究」(昭和五十九年 延長すると、乳幼児の心身発達上、情緒 延長保育が児童の生活、発達に及ぼす 最近の長時間保育に関する研究として 昭和四十九年十一月の中央児福審答申

どがあげられている。そして「問題を延どがあげられている。そして「問題を延とがあることがわかるとして、コ重保た、延長保育のプラス面として、二重保た、延長保育のプラス面として、二重保た、延長保育のプラス面として、二重保た、延長保育のプラス面として、二重保た、延長保育のプラス面として、二重保かかわることができ発達が促進される、ゆったり保育者とかかわりがもてる、家しかしもう少しつっこんでみると、家

同じことが言えよう。 以上は延長保育に関する研究で ある以上は延長保育に関する研究で あるとが必要である。」と結論づけている。

こうした研究結果からも、長時間の保育が乳幼児自身にとって好ましいもので育が乳幼児をもつ母親の労働時間の短縮が望乳幼児をもつ母親の労働時間の短縮が望れることは言うまでもない。しかし、まれることは言うまでもない。しかし、まれることは言うまでもない。しかし、まれることは言うまでもない。しかし、京を必要としている児童に対しては、両育を必要としている児童に対しては、両育を必要としている児童に対しては、両育を必要としている児童に対しては、両育を必要としている児童に対しては、両育を必要としている児童に対しては、両額の悪影響をいかに少くするかという視点でとりくまれるべきと考える。そうい

──保育所機能の社会化に

●一地域に開かれた保育所
 ●一地域に開かれた保育所
 ●一地域に開かれた保育所
 ●一地域に開かれた保育所
 ●一地域に開かれた保育所
 ●一地域に開かれた保育所
 ●一地域に開かれた保育所
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●</

いのであろうか。

こうした視点から、藤沢市では保育所での役割を見直し、今年度から全保育所ででは、地域の母親と子供達が自主的につでは、地域の母親と子供達が自主的につくるコミュニティ保育グループの運営や保育内容について、指導保育所の保母が保助・相談にあたるというユニークなとりくみがなされている。

なお、神奈川県の「社会福祉施設トータルプラン」(昭和六十一年三月)には、タルプラン」(昭和六十一年三月)には、度から乳幼児健全育成相談事業を予算化度から乳幼児健全育成相談事業を予算化でだし、制度のしくみ上、財源的に学童保育等と競合するので、実質的財政援助とならない。)したので、今後益々、わるであろう。

❷─保育所の社会化に向けての課題

の入所基準を緩和し、母親が家庭にいな二つのことが考えられる。一つは保育所新しいニーズに対応する方法としては

ある。 あり、もう一つは家庭での保育を保育であり、もう一つは家庭での保育を保育が受け入れていくことがら、集団保育を望む種々のケースにつがら、集団保育を望む種々のケースにつ

るので、現実的とは言い難い。 第一の方法は、四、五歳児については 対稚園も含めると既にマクロ的には実現 ない低所得層が 救われていない。)が、 国レベルでの入所基準の抜本的変更、大 国レベルでの入所基準の抜本的変更、大 国レベルでの入所基準の抜本的変更、大 スポート がいる (ミクロ的には、保育に欠けできている(ミクロ的には、保育に欠けるが、 ので、現実的とは言い難い。

えられる。
そこで必然的に、第二の方法をとることになるが、家庭における養育の援助者とになるが、家庭における養育の援助者といる。

①育児に関する相談機能

③一時的利用機能 ②地域子育てグループへの育成支援機能

①と②については、本市でも既に、乳④施設、設備の地域開放機能

市民課社会教育保及び児童相談所で類似市民課社会教育保及び児童相談所で類似の連携及び役割分担が検討されなければの連携及び役割分担が検討されなければならない。また専門的知識を要する相談が多く持ちこまれる可能性もあり、医療が多く持ちこまれる可能性もあり、医療が多く持ちこまれる可能性もあり、医療が多く持ちこまれる可能性もあり、医療が多く持ちこまれる可能性もあり、というという。

③については、母親の通院、冠 婚 葬るように検討してはどうかと考える。 の相互援助が得られぬ場合に限って対応の相互援助が得られぬ場合に限って対応の相互援助が得られぬ場合に限って対応の相互援助が得られぬ場合に限って対応の相互援助が得られる場合に限って対応が、最 類 の 通院、冠 婚 葬

れれば困難は少ないと思われる。
④については法令的な問題さえ解決さ

の問題であろう。

市より一施設あたり二名程度職員が多く市より一施設あたり二名程度職員が多く ニティ保育担当の保母が配置されている という前提がある。本市でこうした事業 という前提がある。本市でこうした事業 という前提がある。本市では、コミュ に踏みこんでいく場合、どのような人的

七――おわりに

担金(保育料)については、微妙な問題する非常に重要な要素としての保護者負題について言及してきたが、全体に関連について保育行政が抱えるさまざまな課い上多様化する保育ニーズとその対応

今、保育所制度は国家的レベルで大きがあるのであえて触れなかった。担金(保育料)については、微妙な問題

し、これを三年間継続することを決定しはさらに二割をカットして五割 負担 とはさらに二割をカットを実行、六十一年度に担金の一環として、六十年度に措置費国庫負の一環として、六十年度に措置費国庫負

また、来年度実施にむけて、保育所へのまた、来年度実施にむけて、保育所へのもいた。この機関委任事務から団体委任事務を、国の機関委任事務から団体委任事務では、社会福祉関係三審議会の合同会議で六十四年度実施にむけて検討を開始している。

はいられない。 はいられない。 はいられない。

<民生局保育第二課保育係長>